

学校生活についての一般心得

高校生としての本分（学業）に励み、生徒会活動等に参加し、心身ともに健全な人格形成に努めるとともに、校則や社会規範を理解し、社会の一人として責任ある言動がとれるよう努める。

1 行動について

- (1) 制服は服装規定を守り、質素端正に保つようにする。
- (2) 所持品には記名をし、保管に責任をもつ。
- (3) 校内には、学校生活に必要なものだけを持ってくる。
- (4) スマートフォンの学校持ち込みは、保護者の届出がある場合のみ認める。
詳細については、P 13～14の携帯電話・スマートフォンに関する規定を確認すること。
- (5) 始業時刻 5 分前には入室するように心掛ける。
- (6) 諸会議における発言、その他のすべての言動は建設的に行う。
- (7) いじめや暴力的行為またはSNS等による誹謗中傷の書き込みは絶対にあってはならない。
- (8) 登校後やむを得ず校外に出る必要がある場合は、担任の許可を得て外出する。
- (9) 建造物・器具・樹木・花を愛護し、万一毀損した場合は、直ちにその旨を係教職員に届け出て相当の弁償をする。
- (10) 校具を使用した場合は、事後必ず所定の場所に始末して、後日の使用に備える。
- (11) 拾得物または紛失物があつた時には、直ちに学校週番または担当職員に届け出る。
- (12) 自転車・単車・その他、他人の物に触れる場合は、必ず本人の許可を得る。
- (13) 発刊物・その他の印刷物を学校内外に配布及び掲示する場合は、事前に担当職員の許可を受ける。
- (14) 交通道德を守る。規定は別に定める。
- (15) 生徒は放課後、16時45分までに下校する。ただし、それ以後校内に残る者は担当職員の許可を受ける。
- (16) 校内に菓子類は持ち込まない。

2 礼儀作法について

- (1) 校内では、すべての人がお互いに尊敬し合い、人格的表現として礼儀を尽くす。

3 集会について

- (1) 生徒会・その他生徒の集会については、事前に担当職員を通じて文書で校長に届け出て許可を受ける。

4 休日の学校使用について

- (1) やむを得ず、休日に校庭・校舎及び備品を使用する場合は、担当職員の許可を受けた上で使用する。また、使用後は必ずその旨を届け出る。
なお、登下校時の服装については、制服または部指定の運動着等とする。

5 校外活動について

- (1) 団体旅行・キャンプ等は事前に計画を立て、担当職員を経て校長に届け出る。
- (2) 本校生徒として校外活動に参加する場合は、事前に担当職員を経て校長に届け出る。
- (3) 夜間（日没以降）の外出は保護者の許可を得る。また、その場合であっても22時までには帰宅する。
- (4) 出入りできる場所は、高校生にふさわしい場所のみとする。
- (5) アルバイトは、保護者同意の上「アルバイト許可願」により許可を受ける。実施に当たっては、下記の注意事項を厳守する。ただし、下記事項以外の土日等の休日許可については、特別に審議する。

※注意事項

- ア 長期休業中に限る。ただし1日8時間以内、夏季18時、冬・春季17時までとする。
- イ 期間は休日を除いて、夏季休業中は25日以内、冬季休業中は10日以内及び春季休業中は7日以内とする。
- ウ 勤務先や勤務内容は、高校生にふさわしいものに限る。
- エ アルバイトが認められるのは、欠点科目を有しない者や生徒指導上問題のない者とする。

- オ 高校生らしい服装で行うこと。
 カ 毎日の新聞配達・牛乳配達は例外として認める。
- 6 男女交際について
 男女の交際は、相互に尊敬し合い、知性によって導かれた交際でなければならない。

※ 以下のものは、学校指定のものとする。

(1) 男女共通

- ア 制服（冬服・中間服・夏服）
 イ 学生カバン・補助バッグ（学校指定のリュック又はエナメルバッグ）
 ウ 上履き

(2) 男 子

- ア ベルト
 イ 通学靴（運動靴で学校指定のもの）
 運動靴はグラウンドシューズを兼ねる。

(3) 女 子

- ア ベスト（冬服・中間服）
 イ 通学靴（黒の革靴）
 ウ グラウンドシューズ
 エ セーター（希望者のみ購入。ベストの代わりに冬服で着用可。ただし、セーターのみの着用は不可。）

- ・本校のイニシャルマークは図のように所定のところに付いている。バッジ（学科章）は図のように所定のところに付ける。



1 服装・所持品に関する規定

(1) 男女共通

- ア 校内および通学途上では別に指定した場合を除いて、制服を着用する。
- イ バッジ（学科章）を所定の位置に付ける。（図を参照）
- ウ 学生カバン・補助バッグは、本校指定の正規規格のものとする。（ステッカー・ぬいぐるみ等不用な装飾品はつけない）（キーホルダー等の大きさは生徒証程度で1つのみ可）
- エ 平常授業や考査等が行われる日は、必ず学生カバンを持参する。
- オ マフラーを着用する場合は、華美でないものとする。
- カ 手袋及びマフラー等は、屋外で着用する。
- キ 病気・その他やむを得ない場合は、学校の許可を受けて異装通学ができる。
- ク 校内には、学習に必要な物品だけを持ち込む。
- ケ インナーは、制服の襟元・袖口に収まるようにする。
- コ 靴下は折り曲げたり、ずらしたりせず着用する。
- サ 上記以外については、その都度指示する。

(2) 男子

- ア 靴下の色は、白・紺・黒(ワンポイント可)。長さはくるぶしの上からすねの中央までとする。
- イ シャツの背面下には記名する。（スラックスの中に入れる。）
- ウ インナーは透けないものとする。

(3) 女子

- ア スカートの丈は「ひざ中央部」とする。
- イ 靴下の色は、冬・中間服は黒または紺(ワンポイント可)。長さはくるぶしの上から膝下まで。夏服は白(ワンポイント可)。長さはくるぶしの上からすねの中央まで。ただし、冬期には黒(無地)のストッキングまたはタイツを着用してもよい。
- ウ インナーは透けないものとする。

(4) 更衣

更衣の移行期間は特に定めない。ただし、行事・儀式等の場合は、その時機にふさわしい制服を着用する。

2 頭髪、容儀に関する規定

(1) 頭髪は、常に清潔・端正にする。

ア 男女共通

- ① 髪の色やくせは生来のままとする。
- ② 髪型は標準的なものとする。

イ 男子

- ① 前髪は自然の状態で目にかからない。
- ② 横髪は耳に、後髪は襟に極端にかからない。
- ③ もみあげは耳たぶの下端までとする。

ウ 女子

- ① 前髪は自然の状態で目にかからない。
- ② 後髪が肩より長い場合、黒・紺・茶色のゴム紐で結ぶ。

(2) 眉は自然の状態を保つようにする。

(3) 爪は常に自然で清潔な状態を保つようにする。

(4) 原則として、生地（化粧を施していない状態）で登校する。リップを塗る場合は無色のものに限る。

(5) 校内で身につけることができる装飾品は、後髪を結ぶためのゴム紐のみとする。